

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する
有識者会議『最終報告書（案）』に対する意見提言（骨子）

令和5年11月30日

一般社団法人 全国技能実習監理団体連絡会

私共、一般社団法人 全国技能実習監理団体連絡会（略称 AST）は、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議『最終報告書（案）』に対し、発展的かつ実効的な法制度改正のため、監理事業の経験に基づき、概観並びに当会として懸念する事項につき、以下意見を提言する。

一、新制度についての概観

新制度について「最終報告書（案）」は、国際的にも理解が得られ且つ日本が外国人材に選ばれる国になるよう、技能実習制度を「人材確保と人材育成を目的とする新しい制度」として実態に即した見直しを行うと定めるが、この実現のためには、今後の法制度設計の過程で、旧制度において外国人材の受入れ及び支援事業を実際に行ってきた事業者、監理団体等から、より現実的な意見を聴取し、施行規則や運用要領等にこれらを反映させることが必要である。

二、新制度に向けての懸念と意見

新制度への移行にあたって、「受入れ対象分野の設定」について懸念を表明する。

外国人材が従事する「業種」については、提言において「現行制度が長年にわたって活用されてきたという経緯や、現在も多くは技能実習生が受け入れられているという実態に留意」と明記するように、無用の混乱を避けるためにも、原則として技能実習における「職種・作業」を包括的に継承し、不適切職種等の排除は「分野」において精査判断するものとすべきである。

三、新制度における監理団体並びに登録支援機関のあるべき形

監理団体、登録支援機関については、厳格な審査をもって許可を行うとともに、支援の事業において秀でた実績と能力を実体として有する者につき、客観評価によって「優良団体」の資格を付与し、これを送り出し国にも公表して、客観評価による適正な選別を行い得る体制を構築すべきである。

四、日本語教育の要件化について

提言において、就労開始の要件として「就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講」を掲げるところ、諸外国では現状の来日後の必要性に鑑み「聞取り・会話重視」の教育を実施しており、「読み書き」を主とする試験偏重教育が要件の基軸となることは、「日本が外国人材に選ばれる国になるよう」にする方針に逆行するものである。

要件としては、「就労開始後1年間の教育継続」を課すべきで、試験合格または講習受講実績では目的を失するものとする。